「新沖縄県環境基本計画(仮称)作成事業」に係る 委託業務企画提案コンペ実施要領

1 事業名

新沖縄県環境基本計画(仮称)作成事業

2 企画提案コンペの趣旨

沖縄県では、沖縄県環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的な計画である「沖縄県環境基本計画」(以下、「現行計画」という。)を平成15年4月に策定し、各種施策を展開してきたところである。

これらの施策により赤土等流出量の減少や河川水質環境基準達成率の向上など一定の効果を上げることができたが、依然として本県の自然環境は、各種開発による影響、外来生物による生態系の攪乱、オニヒトデ大量発生等によるサンゴ礁の衰退など、様々な問題を抱えているほか、海岸漂着物問題、人間生活への影響が懸念される地球温暖化問題など、取り組むべき課題とそれに対する県民の意識や関心も大きく変化してきている。

そのため本委託業務は、平成24年度に最終年度を迎える現行計画のこれまでの施策の総括を行うとともに、平成25年度以降の新たな計画について、県民、事業者、関係団体等の意見を集約しつつ、沖縄21世紀ビジョンにおいて示された環境にかかる将来像の実現に向けた道筋を明らかにするため、「新環境基本計画(仮称:素案)(以下、「新計画(素案)」という。)」を作成することを目的として、標記委託事業について、企画提案を公募する。

- (1) 委託内容:別紙「委託業務仕様書(企画提案コンペ用)」のとおり。
- (2) 事業期間

平成23年度から平成24年度(予定)

・平成23年度委託業務履行期間契約締結の日から平成24年3月30日(予定)

(※計画策定スケジュールの目安)

〇平成23年度

- 新計画(素案)作成に向けた基本的事項のとりまとめ
- ・各種計画との関連性の整理
- ・環境の現況及び課題の整理
- ・現行計画の施策の評価及び新計画の進捗管理手法の検討
- ・県民、関係団体等へのアンケートやヒアリングの実施
- 新計画(素案)を検討するための委員会の設置及び開催
- 新計画(素案)の作成

〇平成24年度

・検討委員会の開催

- 沖縄県環境審議会への諮問・答申(審議会検討資料の作成)
- ・パブリックコメントの実施
- ・新環境基本計画(仮称)最終版・概要版の作成
- 3 委託見積限度額(平成23年度委託業務)

金12,700,00円以内(消費税込み)

※この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額ではない。見積書の 作成に当たっては、見積限度額の範囲内で見積もること。

4 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定を準用し、同規定に 該当しない者であること。
- (2) 計画・調査分析等のコンサルティングを事業として行っている者であること。
- (3) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)、地方公共団体又は公共的団体が行う類似の業務を受託した実績があること。
- (4) 今回の委託に際して、正副 2 名以上の専任の担当者を割り当てることができる者 であること。
- (5) 沖縄県の入札参加資格者名簿に登載され、かつ、県内に本社を設置する者で、委託業務の実施に当たって必要なときに担当者と速やかに調整等を行える者。

5 提案書、質問事項提出先

(1) 提案書

応募にあたっては、企画提案コンペ実施募要領及び委託業務仕様書(企画提案コンペ用)を参照の上、次により提出すること。

ア 期 限:平成23年7月29日(金)午後5時(必着)

イ 提出書類:参加申込書【様式1】、企画提案応募申請書【様式2】、企画提案書、 会社概要【様式3】、業務実績書【様式4】、見積書【様式5】、業務 実施体制【任意様式】

ウ 提出部数:企画提案書のみ8部、その他は1部

エ 提出方法:持参又は郵送(到着確認が可能な手段で、提出期限必着)

(2) 質問事項

質問がある場合は、質問書(様式6)をメール、FAX、郵送、持参により提出すること。

(3) 提案書及び質問事項提出先

沖縄県環境生活部環境政策課環境企画班 担当:小川

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号(県庁4階)

E-mail:aa025003@pref.okinawa.lg.jp

6 企画提案書の要件等

- (1) 提案は1事業者あたり、1件とする。
- (2) 企画提案書の記載に当たっては、提案内容の理解を容易にするため図表等使用するとともに、別紙「委託業務仕様書(企画提案コンペ用)」の内容を踏まえて作成すること。
- (3) 原則としてA4版とする(縦横事由)。ただし、グラフ・表等は、必要に応じてA 3版にして折り込むなど理解しやすいように適宜工夫すること。

7 企画提案書の選定方法等

(1) 選定方法

ア 応募のあった企画提案については、沖縄県が設置する業者選定委員会において審査を行い、委託業者を決定する。

イ 応募者が多数の場合は、審査方法を二段階方式とする。

(7) 第一次審査(書類審査)

県において、書類審査を行い、上位4者程度を選定する。選定された業者に対しては、プレゼンテーションの日時等の詳細を通知し、選定されなかった業者に対しては、結果のみを通知するものとする。なお、通知は電子メールにて行う。

(イ) 第二次審査 (プレゼンテーション)

〇日時:平成23年8月10日(水)午後1時15分~

〇場所:沖縄県庁4階第1会議室

- ※ プレゼンテーションの順番については、企画提案書を受け付けた順とする。
- (ウ) 選定基準

業者選定委員会においては、以下の選定基準に従い委託業者を選定する。

- ①業務内容の理解度
- ②業務実施能力
- ③事業実施体制
- 4)取り組み姿勢
- ⑤提案内容の具体性

(I) 留意事項

- 〇提出期限内に必要書類の提出が全て揃わない場合は、辞退したものと見なす。
- 〇プレゼンテーションにおいては、審査委員が容易に理解できるよう、説明は手 短に簡潔にすること。
- 〇必要に応じてDVDやPCなどの電子機器及びプロジェクターを使用しても良いが、同電子機器等はプレゼン業者において準備すること。なお、スクリーンについては、環境政策課において準備する。
- 〇プレゼンテーションの時間枠については、一次審査の後、改めて選定業者へ連絡するものとする(現時点では、20分程度のプレゼン時間を想定)。
- ○プレゼンテーションに際しては、期限内に提出した企画提案書のみを用いるものとし、提出期限後の修正及び追加資料は受け付けない(ただし、プレゼンテーションの場において、手持ちでボード等を使って補足説明することは可とする)。

- 〇審査にあたり、事前に沖縄県職員をもって、提案内容を確認するための聴き取りをさせることがある。
- 〇審査過程や参加業者の提出資料は公開しない。また、選定委員会は非公開で行い、審査経過に関する問い合わせや意義申し立て等は受け付けない。
- (2) 委託業者決定通知

審査結果は県より電子メールで通知し、追って書面にて通知予定。

(3) 委託契約の締結について

県は、原則として最上位者と委託内容について協議を行い、委託契約を行う。 ただし、最上位者との間で委託に関して必要な協議が合意にいたらなかった場合は、 次順位以降の者を繰り上げて、その者と契約するものとする。

8 その他

- (1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書の作成、応募等に要する経費については、参加者の負担とする。
- (3) 期限までに提出のあった企画提案書について、後日、県から疑義照会を行う場合がある。
- (4) 企画提案書など提出された書類は返却しない。
- (5) 審査過程において、記載事項の虚偽報告や何らかの不正行為があったと判断される場合は、選定後でも失格とする。
- (6) 選定に関する審査内容及び経過などについては公表しない。
- (7) 採用された企画提案書等については、実施段階において予算や諸事情等を勘案し、 協議により変更することがある。

9 連絡先

沖縄県環境生活部環境政策課環境企画班 小川

〒900−8570

沖縄県那覇市泉﨑1丁目2番2号(県庁4階)